

2. 地域や社会への青少年の参加の促進

(1) 多様な体験や創作活動の提供

【総合計画の施策・主な取組より】

地域を越えた交流や異世代との交流活動を促進し、自然体験や社会体験など多様な体験や創作活動の場や機会の充実を図ります。

【現状と課題】

- 現在の青少年は、自然の中での活動を通して命の大切さや誕生の感動を感じる機会や社会体験を通じて世代の異なる人々と交流する機会が不足していると指摘されています。
- 自然体験活動や社会体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識、職業意識が高い傾向にあることから、多様な体験を積み重ねることが求められています。
- 現在市主催の青少年のための各種イベントが数多く開催されていますが、主なものとして、姉妹都市交流事業を古河市と山形県真室川町の小学5・6年生を対象に実施し、互いの市町ならではの体験や共同での宿泊・体験などの交流を行っています。
- 青少年が社会との関係の中で、自己実現が図れるよう、地域社会の大人が導いていくことも大切です。

【施策の方向】

- ①自然体験や社会体験などの多様な体験や創作活動の機会、集団生活を営む場の提供の充実を図り、地域を越えた交流や異世代との交流を促進します。《継》
- ②姉妹都市交流を通じて、青少年の教育交流や体験活動の機会を確保し、豊かな人間性や社会性を育みます。《継》
- ③青少年の社会参加の促進や家庭における生活体験の促進を働きかけるため、地域における支援活動の核となる人材を育成するための研修への参加を促し、活動の活性化を図ります。《新》

(2) 郷土愛の醸成

【総合計画の施策・主な取組より】

成人式の開催、青少年のまちづくりへの参画や郷土愛を育む教育等を推進することにより、郷土の担い手としての意識の高揚を図ります。

【現状と課題】

- 郷土や次世代の担い手としての意識の高揚と新成人としての自覚と認識を新たにす
る機会として、市では毎年成人式典を開催していますが、新成人による実行委員会を
組織し、実行委員の創意工夫により自主的に運営を行っています。
- 多くの青少年が、ふるさと古河市への郷土愛を育み、まちづくりに参画できるような
環境を整え、定住意識につながるような取組を行っていく必要があります。

【施策の方向】

- ①今後も成人式典の開催を通して、新成人の郷土愛を育み、郷土の将来の担い手と
しての意識の高揚を図ります。《継》
- ②青少年が郷土に関心を持てるようなイベントや講座の実施を検討して、郷土愛の
醸成を図るとともに、地域開催のイベント等への積極的な参加を促します。《新》



成人式

(3) 科学の楽しさを体験できる場の提供

【総合計画の施策・主な取組より】

学校、地域団体、企業と行政が連携し、青少年をはじめ広く市民が科学の楽しさを体験できる青少年のための科学の祭典古河大会を開催します。

【現状と課題】

- 子どもたちが自然や科学に接する機会が不足していることによって、自然科学に対する関心が希薄化してきている現状を受け、毎年学校・地域団体・企業・行政が連携し、青少年をはじめ、広く市民が科学の楽しさを体験することのできる「青少年のための科学の祭典古河大会」を開催しています。
- 科学の祭典事業は、青少年が科学の楽しさを体験し、科学に対する理解と関心を深め合うことができ、将来を担う人材を育むきっかけとなっていることから、(財)日本科学振興財団からも評価を得ています。
- 科学の祭典事業をきっかけに、青少年がさらに科学に興味を持つことができるような環境を整えることが課題です。

【施策の方向】

- ①今後も「青少年のための科学の祭典古河大会」を開催することで、大人と子どもと一緒に科学の楽しさを体験し、様々な科学の実体験を通しながら、科学的な考え方を養うとともに、次世代を担う人材育成を図ります。《継》
- ②科学の祭典古河大会の出展内容等がより充実したものになるように、学校・団体・企業・行政が連携を密にするとともに、市内企業を含む各種団体に今後も参加協力を呼びかけていきます。《継》
- ③科学の祭典古河大会参加団体の出展内容等が、より充実したものになるように、市内小学校・中学校等の参加団体を対象とした研修等を検討していきます。《新》

(4) 青少年育成団体の育成・支援

【総合計画の施策・主な取組より】

青少年のための古河市民会議などの青少年育成団体の活動を支援するとともに、必要に応じて自立を促します。

【現状と課題】

- 子どもや若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるように「青少年のための古河市民会議」を設置して、市内で青少年の健全育成に関わる活動をしている団体や機関等の連絡調整を行っています。
- 例年5月ごろに、地域子どもたちが世代を越えた人々と触れ合える場として、誰もが参加でき、共に楽しむことを目的に「こどもまつり」を開催していますが、今後もこのようなイベントに対して、関係機関と連携しながら支援していく必要があります。
- 市では、古河市子ども会育成連合会やボーイスカウト・ガールスカウト・高校生会等の青少年育成団体の活動を支援しています。
- 一部の団体において、団体活動や団体運営などが円滑に行われず、行政の支援を必要としているところもあります。

【施策の方向】

- ①青少年健全育成活動をさらに活発化させていくため、関係機関と連携しながら、今後も「青少年のための古河市民会議」などの青少年育成団体への活動支援に取り組んでいきます。《継》
- ②市が関わる青少年育成団体に、団体運営等に関する情報提供を積極的に行います。《継》
- ③青少年育成団体等の活動がより活性化するよう指導者等を確保するため、人材育成に努めます。《新》
- ④市が関わる青少年育成団体における活動等が、自主的で円滑に行われるよう指導・助言をしていきます。《継》

3. 青少年の健全育成のための活動の促進

(1) 非行等の未然防止の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

青少年相談員を中心に、定期街頭補導や地域の祭りなどでの特別街頭補導を実施し、青少年の健全育成と非行防止に取り組めます。

【現状と課題】

- 近年の社会情勢の変化に伴い、青少年による重大な事件や子どもが被害者となる事件の発生など、子どもの安全や青少年の非行に対する人々の不安が高まっています。
- 市では、青少年や取り巻く有害な情報や社会環境を改善するとともに、青少年の健全育成のために家庭や学校、企業、地域などの理解を得ながら、様々な活動及び支援を行っています。
- 市では、青少年相談員を委嘱し、定期街頭パトロールや特別街頭パトロールを実施しています。
- 青少年相談員は、各種イベントに参加し、青少年相談活動の普及啓発に努めています。
- 市と青少年相談員が、さらに連携を密にし、学校・家庭・地域と一体となって、青少年の健全育成を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ①青少年センターを中心に、関係機関・団体と連携を取りながら、行政、学校、家庭、地域が一体となった事業を展開していきます。《継》
- ②青少年の非行防止のための広報活動等を推進します。《継》
- ③青少年相談員による定期街頭パトロールや特別街頭パトロールを実施していきます。《継》
- ④青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動等を通じて、青少年の非行防止活動を促進します。《継》
- ⑤青少年相談員による青少年相談活動の普及啓発に努めます。《継》
- ⑥地域と共に青少年を見守る環境づくりのため、地域で活動している青少年相談員の活動内容を市民に積極的に周知していきます。《新》

(2) 健全な環境づくりの推進

【総合計画の施策・主な取組より】

「青少年の健全育成に協力する店」や「子どもを守る 110 番の家」の登録を推進するとともに、メディアリテラシー教育の推進、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。

【現状と課題】

- 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、青少年相談員が青少年に関わりの深い各業種の店舗等の登録への協力を呼びかけたり、既登録店舗を訪問し、情報交換等を行う「青少年の健全育成に協力する店」の登録推進活動を行っています。
- 地域で子どもが被害者となる事件を未然に防ぐため、「子どもを守る 110 番の家」の登録推進を行っています。
- 環境浄化活動として、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、有害図書等を販売する自動販売機の設置業者等に対して、立入調査を実施し、有害図書等の除去指導を行っています。
- 近年青少年のインターネット利用環境が急激に変化している中、青少年にとって違法・有害な情報が容易に入手できる状況にあることや、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も多発している現状を踏まえ、保護者や周囲の大人が、子どもにその利用を任せるのではなく、自らインターネットについて学び、子どもと共に利用について考える姿勢が重要になってきています。

「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
261 件	326 件	328 件

「子どもを守る 110 番の家」登録件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3,091 件	3,001 件	2,981 件

【施策の方向】

- ①「青少年の健全育成に協力する店」の登録推進活動を行っていきます。《継》
- ②学校・PTA 等と協力し、「子どもを守る 110 番の家」の登録推進を行います。《継》
- ③各種イベント会場での青少年のための健全な社会環境づくりのための普及啓発活動を実施していきます。《継》
- ④今後も有害図書等自動販売機の立入調査を実施していきます。《継》
- ⑤青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、保護者等に、インターネットの特性や犯罪・トラブルの対処方法を学ぶ機会を提供するなどの取組を促進します。《新》

(3) 子ども・若者の育成支援

【総合計画の施策・主な取組より】

青少年のための古河市民会議をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体などと連携しながら、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

【現状と課題】

- 青少年の時期にボランティアや様々な体験活動を通し、豊かな人間性や社会性などを培っていくことは大切なことであり、青少年に多様な体験させることができる機会をつくる必要があります。
- 子どもたちは実体験が不足しているため、これまで体験の中で自然に身につけていた行動規範やコミュニケーション能力が身につかず、問題行動を起こす一因になっているとも言われています。
- 市では、青少年の健全育成に関わる活動をしている団体及び機関等の連絡調整機関である「青少年のための古河市民会議」の主催により、ボランティア団体の協力を得て、各種イベントにおける模擬店・展示コーナー等の設置や、こどもまつりや軽音楽フェスティバルの開催等、子どもたちの社会参加を促進するため、青少年の健全育成を図りながら、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう支援しています。

【施策の方向】

- ① 「青少年のための古河市民会議」をはじめとする青少年の健全育成に関する団体などと連携しながら、子ども・若者が健全に育ち、社会生活を円滑に営めることができるように支援します。《継》
- ② 学校外活動を促進し、青少年の自然体験や社会体験、異世代との交流など多様な体験の場や機会の充実を図ります。《継》
- ③ 青少年の自然体験や社会体験の活動に関する情報提供の充実を図ります。《継》
- ④ 青少年の保護者に対し、子どもの発達段階に応じた望ましい体験活動やその効果について理解の促進を図ります。《新》
- ⑤ 青少年育成活動促進事業として、各種青少年育成団体や子ども週末活動の支援をしていきます。《継》
- ⑥ 体験活動に必要な知識・技能を持つ指導者を確保するため、青少年育成団体等と

連携しながら人材の育成に努めます。《新》



古河市青少年音楽フェスティバル



古河こどもまつり

政策Ⅵ 市民が親しめる生涯スポーツの推進

1. スポーツ施設の充実と有効活用

(1) スポーツ施設の充実

【総合計画の施策・主な取組より】

スポーツ施設の環境整備を計画的に行い、あらゆる世代に対してスポーツの場を提供するよう努めます。

【現状と課題】

- 市内のスポーツ施設は、体育館、プール、陸上競技場、野球場、テニスコート、サッカー場、ソフトボール場等、数多くあります。(別表)
- スポーツ交流センターやゴルフ場、マレットゴルフ場等特色のある施設もあります。
- 身近な施設として小中学校の体育館や校庭の開放を行い、生涯スポーツの振興を図っています。
- 体育施設の効率的な管理運営を図るために、複数の施設で指定管理者による管理運営を行っています。
- 各施設の中には老朽化している施設もあり、大規模な修繕等が欠かせない施設もあります。
- スポーツ競技人口の増加に対応した競技面積を確保していくことが必要です。
- 利用料については、利用者の受益と負担のバランスを図ることが大切です。

【施策の方向】

- ①スポーツ施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度等の導入をさらに推進します。《継》
- ②老朽化した施設の計画的な修繕を図ります。《継》
- ③既存のスポーツ施設の整備・充実を図ります。《継》
- ④施設の老朽化対応を踏まえ、利用者の受益と負担バランスの適正化を図ります。《継》
- ⑤市民のスポーツニーズに即した競技面積を確保するとともに、必要な施設の拡充を図ります。《新》

■ 市内体育施設一覧

施設名	所在地
古河市古河体育館	旭町 2-21-4
古河スポーツ交流センター	立崎 510-1
リバーフィールド古河	
古河ゴルフリンクス	西町 10-1
古河リバーサイド倶楽部	西町 10-1
古河市サッカー場	駒ヶ崎 44-1
古河市古河市民球場	駒ヶ崎 19
古河市古河テニスコート	鴻巣 1495
古河市古河ふれあいテニスコート	鴻巣 1498
古河市新久田テニスコート	新久田 264
古河中央運動公園テニスコート	下大野 2528
〃 陸上競技場	
〃 総合体育館	
〃 温水プール	
〃 自由広場	
〃 サッカー広場	
古河市丘里公園野球場	丘里 9
古河市北利根北公園野球場	北利根 11
古河市北利根北公園テニスコート	
古河市北利根南公園ソフトボール場	北利根 6
古河市上大野グラウンド	上大野 1532-1
古河市小堤スポーツ広場	小堤 227-1
古河市三和健康ふれあいスポーツセンター	仁連 2042-1
古河市三和野球場	東山田 1808-1
古河市三和サブグラウンド	
古河市諸川コミュニティパーク	諸川 1844-4
古河市尾崎ファミリースポーツ公園	尾崎 4037-4
古河市東山田公園	東山田 1814-1

(2) 施設の有効利用の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

市民のスポーツに対するニーズに応えるため、既存施設を有効活用するとともに、学校体育施設を開放して、スポーツの推進を図ります。

【現状と課題】

- 現在市では、スポーツに関する施設・行事・講座等に関する情報提供を、主に市の広報、ホームページ等で行っています。
- 地域のスポーツ活動の場として、小中学校の体育館などを開放しています。施設の利用は登録制で団体数は270団体、利用者数は266,109人となっています。
- 利用受付や貸出業務、開放施設が地区により異なっている部分があります。
- 予約システムについては利用者が少なく見直しが必要となっています。

【施策の方向】

- ①行事やスポーツ施設からのお知らせを、市の広報やホームページ、SNS等を活用して、リアルタイムに提供していきます。《継》
- ②市民が身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を開放し、地域の生涯スポーツに役立てます。《継》
- ③利用受付や貸出業務が地区により異なる部分について統一の手法を検討し、予約システムについては再構築します。《新》
- ④学校開放施設の空き状況等の情報提供を図ります。《継》

2. 生涯スポーツの振興

(1) 組織の充実

【総合計画の施策・主な取組より】

体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進委員会との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図り、「いつでも・だれでも・どこでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 現在、古河市体育協会では、36 競技種目・6,910 名が加盟しています。
- スポーツ少年団は、11 種目・1,466 名の子どもたちが加入しています。
- 市では、これら体育協会やスポーツ少年団に補助金を交付し、スポーツ大会を通して市民のスポーツ振興を図っています。
- 団体への加入者数は、年々減少してきており、加入者の高齢化も進んでいます。
- 今後は高齢者向け競技の推進も求められ、団体への加入促進が必要です。
- 大会の運営方法や参加費等の見直しを行い、団体が自主運営できるよう改善していく必要もあります。

【施策の方向】

- ①団体への補助金を交付することにより、競技団体が自主的に活動できるよう支援します。《継》
- ②各団体が、運営方法や参加費等の見直しを行い、できるだけ自主運営ができるよう支援していきます。《継》
- ③全国大会等への出場者に対し支援を行い、団体や選手の育成に努めます。《継》
- ④シニア向け競技団体の設立・育成を図るなど、加入者の減少や高齢化を踏まえた施策を進めます。《新》

(2) 行事の充実

【総合計画の施策・主な取組より】

参加者拡大のための啓発に努めるとともに、市民のニーズに即した種目の見直しを進めます。

【現状と課題】

- 市や競技団体が主体となって、スポーツに親しむ様々な機会を提供しています。
- 市や体育協会では主催事業のスポーツ大会を数多く実施しています。
- 各種スポーツ教室や講習会を開催し、スポーツ知識技術の習得やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供しています。
- 「古河まくらがの里・花桃ウォーク」や「古河はなももマラソン」などは、市民の体づくりとスポーツの振興とともに、古河の文化、歴史、観光、自然と触れ合う機会になっています。
- 市民運動会、行政自治会ソフトボール大会・バレーボール大会等市民を対象とした各種スポーツ大会を開催し、コミュニティ・スポーツの充実を図っていますが、大会への参加者数は減少傾向にあります。
- 参加者確保の負担が大きい事業もあり、時代のニーズに合った競技内容にする必要があります。

【施策の方向】

- ①スポーツや健康に対する理解と意識の高揚を目指し、各種スポーツ教室や講座の充実を図ります。《継》
- ②スポーツ講座等を各競技団体が自ら企画し、自主開催できるよう開催主体を移行していきます。《継》
- ③「古河まくらがの里・花桃ウォーク」や「古河はなももマラソン」については、大会の特色を活かしつつ、さらに工夫しながら大会の定着化を図ります。《新》
- ④市民運動会、行政自治会の大会実施のあり方や内容等の検討を行い、充実を図ります。《継》

3. 国民体育大会への対応の推進

(1) 国体受け入れ体制の整備促進

【総合計画の施策・主な取組より】

国体の開催に向け、市民の意識向上と各種団体との連携を促進するとともに、大会後の利活用も見据えた施設整備を行い、受け入れ体制を整えます。

【現状と課題】

- 平成 31 年、45 年ぶりに茨城県で国体が開催となります。県内全ての市町村で競技が開催され、古河市での種目は、公開競技として綱引競技、デモンストレーションスポーツとして少林寺拳法が決定しています。
- 会場は古河市の中央運動公園総合体育館（はなもも体育館）となります。競技が円滑に行われるよう施設・機能の充実を図る必要があります。
- 円滑な大会運営や競技運営に向けて運営組織や競技団体の育成、市内への開催 PR 等が急務となっています。

【施策の方向】

- ①平成 30 年の国体プレ大会及び国体開催に向けて、必要な整備を進めます。《新》
- ②国体準備委員会から国体実行委員会へスムーズに移行し、円滑な大会運営を目指し、各種準備を行います。《新》
- ③競技団体（綱引連盟等）の育成・強化を図り、地元からの国体出場を目指します。《新》
- ④色々な手段を講じながら国体開催を PR し、市内における国体開催ムードを盛り上げていきます。《新》

(2) 国体を契機にしたスポーツの普及・振興

【総合計画の施策・主な取組より】

茨城国体開催を契機として、市民のスポーツに関する意識の向上に努め、市民協働による国体開催を推進します。また、国体開催後もスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

- 3年後の茨城国体及びその翌年の東京五輪を前にして、スポーツの機運が高まっていく状況にあることから、市でも各種スポーツ大会の開催は欠かすことができません。
- 次世代にスポーツに対する意識醸成を図ることができる大切な時期になりますので、市で各種スポーツ大会を開催するほか、体育協会主催の大会をはじめ、数多くのスポーツ大会を支援しながらスポーツの場や機会を提供することが必要です。
- 一方で各種大会の運営手法については、今後検討していく必要があります。
- 今後、スポーツ活動の活性化を図っていくためには、市民によるスポーツボランティアを養成し、活躍できる場をつくることも大切です。
- スポーツ推進委員については、スポーツの実技指導や助言を通して、市民の健康づくりとスポーツの普及を行っています。

【施策の方向】

- ① 市及び教育委員会が各種大会開催の支援を行います。《継》
- ② スポーツ講演会や講座等を開催し、スポーツに対する正しい知識・技術を習得してもらおうとともに意識の啓発を図ります。《継》
- ③ 古河市の子どもたちに向けて、各種大会開催等を通じてスポーツ意識の向上を図ります《新》
- ④ 審判資格を取得したり、会場設営等の協力等により、スポーツボランティアの意識を醸成し、スポーツ活動を側面から応援してもらいます。《新》
- ⑤ スポーツ推進委員については人材を確保し、地域のスポーツリーダーとして育成を図ります。
- ⑥ 国体開催を契機として企業や子供たちを対象に開催種目の普及促進を図り、競技人口を増やすとともに、国体に出場する選手の育成に努めます。《新》

4. 競技力向上とトップアスリートの育成

(1) 競技力の向上

【総合計画の施策・主な取組より】

茨城国体において、市内で開催される綱引競技への出場を目指し、綱引競技団体の支援と育成に努めます。

【現状と課題】

- 市では、競技ごとにあるいは各団体の独自活動により、指導者の指導力アップを目指しているのが現状です。
- 市内の指導者間につながりがなく、競技力向上のための一貫した指導プログラム等を策定することも必要です。
- スポーツニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりに適切に対応できる専門的知識を持ったスポーツ指導者の確保・養成が必要です。

【施策の方向】

- ①高度化・多様化するスポーツニーズに応えるため、スポーツ指導者養成講座を開催し、専門的知識・技能を有する指導者の養成を行います。《継》
- ②専門的知識を持った優れたスポーツ活動の指導者を確保するため、人材面で豊かな資源を有する大学・企業等との連携を図ります。《新》
- ③トップレベルの指導者を積極的に市内に派遣し、高度な専門性を持つ指導者の養成を図ります。《新》
- ④救命救急等の正しい知識を得るために、講習会等を開催します。《継》
- ⑤スポーツ少年団を中心に時代のニーズに合ったスポーツ科学を取り入れた養成講習会の開催を図ります。《継》

(2) トップアスリートの育成

【総合計画の施策・主な取組より】

茨城国体及び東京オリンピックを契機として、トップアスリートの発掘と育成に努めます。

【現状と課題】

- 現在、市においては、様々な競技スポーツが行われており、市から全国大会に出場し、活躍する子どもたちも少なくありません。
- 本市は、県境に位置し交通の便に恵まれているため、中学、または高校進学時に優秀な選手が他県に流出してしまう傾向にあります。
- 少子化等により競技人口が減少し、学校によっては子どもが集まらず、部活動に支障をきたすケースも生じてきています。
- 競技での強さばかりを目指すのではなく、同時に人としての成長も指導することが大切です。
- 本市の競技スポーツ発展のためには、スポーツ少年団やクラブチームで活躍した優秀な人材を、本市で活かすことができるシステムづくりが必要です。

【施策の方向】

- ①競技団体による講座の開催や強化合宿、交流試合などを行い競技力の向上を図ります。《継》
- ②全国大会等出場者に対して補助金の交付を行うなど、市としての支援をしていきます。《継》
- ③全国大会等への出場者に対し、市及び体育協会にて表彰を行い選手等の士気を高めるとともに、市民の関心を高めます。《継》
- ④スポーツ少年団や学校の部活動等を通して、優れた資質を有するジュニアを早期に発掘し育成していきます。《継》
- ⑤トップチーム・トップアスリートを招待し、スポーツ教室や講演会等を開催し、知識や技術力の向上を図ります。《継》
- ⑥将来的には、競技スポーツ専任指導者の養成や指導プログラムを策定し、競技者・団体の育成を図れるよう努めていきます。《新》

- ⑦ トップアスリートを育成するには、小中学生に指導できる教員の戦略的配置が重要です。小中学校や茨城県などへの働きかけを強化し、トップアスリートの卵となるような人材の発掘、育成するシステムを構築します。《新》



茨城国体



総和地区市民運動会

政策Ⅶ 豊かな市民文化の創造のための歴史文化の継承と芸術の振興

1. 文化財や伝統文化の継承・情報発信

(1) 文化財指定の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

市内に残る貴重な文化遺産の保存に向けて、文化財指定に努めます。

【現状と課題】

- 文化財はそのまちの歴史、文化または自然を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上及び発展の基礎をなすものです。これを自然的、人為的な滅失から保護し、後世に継承していく必要があります。
- 市では文化財保護審議会を組織し、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・史跡天然記念物等、文化財の保存・活用・調査の審議をしています。
- 市内には、平成 28 年度現在、397 所の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。開発事業に伴う埋蔵文化財の滅失を防ぐため、遺跡の有無の照会などにより事前に開発を把握し、工事立会い・試掘調査などを実施する必要があります。また、開発により遺跡が破壊される場合には、発掘調査を行い、記録保存をする必要があります。しかし、常勤の埋蔵文化財専門職員が配置されておらず、事務の効率化や迅速化が図られていません。
- 平成 20 年に一部の発掘調査がなされた川戸台遺跡は、東日本最大級の製鉄遺跡として注目され、平成 28 年に市の史跡に指定されました。

【施策の方向】

- ①未指定・未登録文化財の調査を実施し、適正に指定文化財を指定・選定していきます。《継》
- ②開発に伴い滅失の恐れのある埋蔵文化財については、調査を行い記録保存に努めます。《継》
- ③文化庁が求めている、考古学的な知識・技術を持ち、発掘調査の実務経験を有する埋蔵文化財専門職員の常勤配置を図っていきます。《継》
- ④川戸台遺跡の歴史的価値を探求し、文化財としての整備をするための体制を整えていきます。《新》

★埋蔵文化財専門職員＝

考古学に関する高度な専門知識と技術、豊富な実務経験を有する職員（文化庁『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（報告））。埋蔵文化財発掘の届出等に係る事務の権限移譲がなされます。



川戸台遺跡

(2) 歴史・民俗資料の調査・収集と保存・整理

【総合計画の施策・主な取組より】

公開承認施設である歴史博物館において、地域に関連する貴重な歴史・文化資料の調査や収集、保存を進め、整理にあたってはデータベースの構築を図ります。

【現状と課題】

- 市には国指定文化財（建造物・歴史資料）、県指定文化財を含む有形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・天然記念物等、多種多様な文化財があります。
- 伝承されてきた貴重な歴史遺産や文化財を、後世へ継承していくためには、しっかりとした保護と保存が大切です。そして、それらを保護・保存だけでなく、有効に活用してこそ歴史的遺産や文化財が生きることになります。
- 市が行った発掘調査の遺物は、歴史博物館・三和資料館・ふるさと館等に収蔵されています。今後、開発等によって行われる調査で発見された遺物の保管について、収蔵施設の整備が必要となります。
- 市の文化遺産を収蔵している歴史博物館・文学館・三和資料館の収蔵スペースに、収めることが困難になってきています。また、篆刻美術館・街角美術館には、収蔵庫がありません。

【施策の方向】

- ①指定文化財の所有者・管理者に、文化財の適正な維持管理に努めるよう依頼します。《継》
- ②指定文化財等の保存と伝承を行っていきます。《継》
- ③文化財を解説したガイドブック『古河市の文化財』を活用し情報提供を行います。《新》
- ④今後増大していく遺物について、計画的な保存を検討していきます。また、市の文化遺産に応じて、保存科学に裏づけられた保存環境の整った収蔵施設を検討していきます。《新》

(3) 文化の保存・継承

【総合計画の施策・主な取組より】

市民が地域の伝統文化に関心を持ち、学び、理解するための機会をつくとともに、民俗芸能を保存する団体と若年層の交流を図り、加入促進に努めます。

【現状と課題】

- 文化財は、長い歴史の中で生まれ、現在まで守り伝えられた貴重な財産です。これらの財産を保護していくことは、市民にとっても有益なことであり、市の歴史や文化への正しい理解のために、欠くことのできないものです。
- 地域に伝わる文化遺産は、学校教育の中でも、校外学習や総合的な学習の時間において、素材として扱われています。市では文化施設や文化財、自然環境の活用をサポートし、市の歴史や自然を学習に取り入れることを働きかけています。
- 無形民俗文化財や地域に伝わる民俗芸能の活動を支援し、後継者を育成して、「民俗芸能のつどい」「さんさんまつり」など、その発表の場を設けています。
- 平成 16 年に国指定の重要文化財になった「鷹見泉石関係資料」は、文化庁の指導を受けながら、修理を行っています。3,153 点の重要文化財のうち、317 点の修理と、全ての保存箱を製作することが求められていますが、平成 27 年度まで 103 点の修理が完了したところです。重要文化財の修理には、歴史資料と保存科学の知識を持った学芸員と、文化庁の調査官との協議によって修理方針策定がなされます。全ての文化財について修理が完了するまでには、およそ 20 年かかります。文化庁からは修理とともに、文化財の性質に適切な保存環境づくりも求められています。

【施策の方向】

- ①貴重な文化財を広報やホームページ等を通じて解説し、広く市民に周知・普及していきます。《継》
- ②出前講座や校外学習等を通して郷土を学ぶ機会をつくれます。《継》
- ③「民俗芸能のつどい」「さんさんまつり」などで、無形民俗文化財や民俗芸能の普及・継承を行っていきます。《継》
- ④地域に伝わる有形無形の文化財の活用を図るために、その事物の保護や、その活動のバックアップを推進していきます。《継》
- ⑤文化財を次世代に伝えるために、適正な保存と重要文化財の修理を続けてきます。

また、修理を終えた文化財は、文化財保存の啓発活動として、修理行程や技術を含めて、積極的に公開していきます。《継》



さんさんまつり



古河関東ド・マンナカ祭り

(4) 歴史や文化に関する情報提供の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

歴史博物館、篆刻・街角美術館、文学館などの施設を活用した各種イベントや講座の開催について、ホームページや研究機関誌等を活用し、積極的な情報提供を行います。

【現状と課題】

- 学校教育の中で、地域にある文化施設を活用することは学習指導要領にもうたわれています。市では、校外学習の場として、古河歴史博物館・篆刻美術館・古河街角美術館・古河文学館・三和資料館等が活用されています。
- 古河歴史博物館では、校外学習のための利用案内と見学プランを作成して、校長会を通じ各学校へ活用を促しています。
- 篆刻美術館は文字文化を学ぶためにも大切な施設です。市内の小学生に古文字書道展、中学生に卒業記念篆刻展を実施しています。
- 文化遺産を次世代に継承していくには、自らのまちにどのような文化財があるかを周知・普及していく必要があります。また、郷土を知ることは、郷土愛につながります。市民が様々なかたちで文化遺産や自然遺産に触れていく方法として、広報・ホームページ等を活用して、周知・普及しています。
- 広報に「古河文化見聞録」のコーナーを設け、古河の文化遺産について、エピソードを添えて解説しています。また、随時、無形民俗文化財公開のお知らせや「文化財保護強調週間」「文化財防火デー」などの記事を掲載しています。
- 市では、「まくらがの里散歩道」の3コースにスタンプポストを設置し、また文化財の所在地に説明板を設置して、史跡・文化財めぐりの便に供しています。
- 文化財の活用の面では、国指定重要文化財「旧飛田家住宅」・県指定文化財「旧中山家住宅」・市指定文化財「旧茂田家住宅」の一般公開をしています。また、歴史博物館において、国指定重要文化財「鷹見泉石関係資料」・県指定文化財「河口家医学等関係資料」が常設展示での公開がなされています。登録有形文化財の「篆刻美術館表蔵・裏蔵」は美術館として、同文化財「坂長本店店蔵（旧古河城文庫蔵）ほか5棟」は、お休み所として活用が図られています。文化財建造物については、フィルムコミッションにも登録されています。

【施策の方向】

- ①学校教育の場において、社会科や総合的な学習の時間などの活用のため、教育現場と博物館の専門家である学芸員との間で意見交換を行い、各施設の見学を積極的に受け入れます。また、中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップの場として、博物館等を積極的に活用して行きます。《継》
- ②小学生古文字書道展や中学生卒業記念篆刻制作などにより、漢字に親しむ機会をつくれます。《継》
- ③ホームページや広報を通じて、貴重な文化財を広く市民に周知します。文化財の大切さを伝え、先人の残した文化や伝統を後世に伝え、子どもたちの郷土愛を育成し、人づくりの場としても活用します。《継》
- ④生涯学習活動や学校教育の場で活用することにより、文化財保護の精神を養います。《継》
- ⑤文化遺産のネットワークを図り、文化財・史跡マップ等を通じて、市民に分かりやすい情報提供に努めます。《継》
- ⑥文化財・史跡等の説明板や「まくらがの里散歩道」のスタンプについて、損傷の激しいものから順次修理をしていきます。《継》

★学芸員＝

博物館法に規定される登録博物館には、専門的職員として学芸員を置くことが義務づけられています。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどることが定められています。

(5) 魅力ある施設運営の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

歴史博物館、美術館、文学館、資料館施設での企画展の充実を図り、魅力ある施設運営をすることで、入館者の増加に努めます。

○文化施設の活用の推進

【現状と課題】

- 古河歴史博物館と三和資料館では、市に関わる文化遺産の収集・保管、調査・研究、普及・公開を行っており、古河という地域性・歴史性を特徴的に表すテーマを紹介しています。展示は、国指定重要文化財等の保全のために、定期的な展示替えをしています。また、鷹見泉石記念館・奥原晴湖画室を含めたこの地域の景観を活用し、市民参加型のイベントを開催しています。
- 古河歴史博物館は、博物館法に定められた「博物館（登録博物館）」であるとともに、文化庁から「公開承認施設」の認定を受けています。この公開承認施設の認定は5年ごとに更新されますが、認定を維持するための様々な条件が付されています。一度認定を失うと、再度認定を受けることは非常に困難であることから、それらへの対応が課題となっています。また、歴史上の重要人物の資料が収蔵されていることもあり、調査研究・普及公開が求められています。
- 篆刻美術館では、企画展やテーマ展を開催し、篆刻の名品を通じて伝統美意識の涵養に努めるとともに、篆刻講座や篆刻体験等を実施することで篆刻の普及に努めています。建物は、国の登録文化財となっています。全国で唯一の篆刻専門の美術館であるため、市外から数多くの篆刻愛好者が来館し、豊富な展示品を含め企画展など高い評価を得ているものの、入館者数の伸び悩みが課題となっています。
- 古河街角美術館では、企画展・テーマ展の開催により郷土が輩出した先人の優れた美術作品や古河市ゆかりの作家の作品等を鑑賞する機会を提供し、人々の文化意識の高揚を図っています。また、インターネットを活用して情報を発信することで「文化のまち・古河」のPRにつながっています。さらに、市民ギャラリーを貸出することにより、市民の文化・芸術活動を支援していますが、近年、その利用者が固定化しつつあり、新たな利用者の開拓が求められています。
- 古河文学館では、歴史小説家で古河大使である永井路子先生をはじめ、古河ゆかりの文学者の文学作品を展示しています。多くの文学作品に触れ、「文学のまち・古河」

を郷土の誇りのひとつとして認識してもらうことで、市民の文化に対する意識の高揚を図っています。企画展やテーマ展の開催、講演会・音楽会・朗読会等イベントの実施のほか、古河ゆかりの文学者を講師に招き、各種文学講座を行ったり、サロンの貸出をしたりするなど活動的ですが、入館者は伸び悩んでいるのが現状です。安定的に入館者を確保するには、継続性のある講座等の開催やPR活動の充実が必要です。また、絵雑誌の金字塔『コドモノクニ』を顕彰し、「1ページの絵本」を公募事業として行っています。

★公開承認施設＝

文化庁が文化財の公開に適した施設を認定し、国宝や重要文化財の活用を促す制度。公開承認施設に認定された施設では、企画展における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるといった優遇措置が受けられます。その条件としては、「5年間に3回以上の国宝・重要文化財の借用展示」「経験(文化庁ではおおむね5年以上)・知識(文化庁主催の研修参加等)・技術をもった学芸員の複数名配置」が義務づけられ、重要文化財の展示施設として、温度・湿度や可視光線など一定の環境、生物被害に対応するための体制の整備が必要とされている施設です。

★博物館(登録博物館)＝

博物館には博物館法に定める「博物館(登録博物館)」のほか、博物館・美術館と名乗っていますが、登録されていない博物館類似施設があります。古河市では、古河歴史博物館が登録博物館となっています。

【施策の方向】

〔古河歴史博物館、三和資料館〕

- ①展示・イベント等の充実を図り、入館者を増やしていきます。また、市に関わる歴史遺産・文化遺産等のさらなる充実とデータベースの完備、施設の整備を図っていきます。《継》
- ②国宝・重要文化財を公開できる公開承認施設であり続けるため、定期的な重要文化財の借用展示や経験・知識・技術をもった学芸員の複数名配置、展示環境及び生物被害に対応する体制整備に努めます。《新》
- ③専門的な資料等の調査・研究を促進するため、調査員の活用を図っていきます。《継》

④新たに定住する方たちが、古河市を「あらたな郷土」として、暮らしていけるよう、古河の歴史的文化遺産の魅力を伝えていきます。《新》

⑤古河歴史博物館は、都市景観の拠点として古河市観光ボランティアガイド協会と協力して、運営していきます。《新》

〔篆刻美術館〕

⑥篆刻に対する関心を高めるため、篆刻講座や篆刻体験の充実を図ります。また、小中学生を対象とした文字学習の普及促進を図るとともに、全国の高校生を対象とした「高校生篆刻展」を開催します。《継》

〔古河街角美術館〕

⑦展示内容の企画やイベントに工夫を凝らして充実を図っていきます。《継》

⑧市民ギャラリー閑散期の活用など、施設の運営方法についての検討を行い、有効利用を図ります。《継》

〔古河文学館〕

⑨古河の文学風土や伝統を継承するため、次代を担う児童生徒の文学への関心を高めていくと同時に、古河出身の編集者鷹見久太郎が発刊していた『コドモノクニ』『コドモノテンチ』の原画に付する詩や物語を全国から募集した「1ページの絵本」事業の推進を図ります。《継》

⑩企画展、各種イベント等に加え、出前講座を行います。併せて、展示内容についてのワークショップを行います。《継》

⑪これまで顧みられることのなかった古河ゆかりの文学者や、埋もれている作品を収集し、作品集を作ります。《新》

〔各館共通〕

⑫協力体制を強化し、学校教育との連携を深め、地域に根ざした特色ある博物館を目指します。併せて、子どもたちをはじめ、多くの市民の郷土愛を育てていきます。《継》

⑬収蔵資料の充実を図り、事業内容をはじめ、情報の発信をしてPR活動を充実させていきます。《継》

⑭市に関わる歴史遺産・文化遺産等のさらなる充実とデータベースの完備、施設の整備を図っていきます。《継》

○文化施設の整備と効率的な管理・運営

【現状と課題】

- 本市には、古河歴史博物館、三和資料館、古河文学館、古河街角美術館、篆刻美術館等全国に誇れる文化施設があります。こうした施設は、自由時間の過ごし方が変わる中で、市民がより質の高い芸術に触れ、市の歴史文化を知る上で欠かせないものです。
- 入館者数は施設によって差はありますが、ほぼ横ばいです。
- これらの施設は、人件費を含めランニングコストが大きく、入館料収入だけでは管理・運営は望めず、収蔵品の充実のための、さらなる費用が必要です。施設によっては、老朽化が著しいため修繕費用の支出増が見込まれます。
- 博物館の運営を協議するために、博物館運営協議会が設置されています。当協議会の提言をもとに、施設の効率的な運営方法や受益者負担の見直し、組織の見直し等を行うことも必要です。
- 公開承認施設として、重要文化財を普及公開できる施設整備と体制が必要です。

【施策の方向】

- ①博物館施設等について、効率的な管理運営を図るとともに、受益者負担や組織の見直しを行います。《継》
- ②展覧会の図録作成や博物館グッズの販売において、普及とともに収益を得られるような工夫をします。《継》
- ③施設によっては老朽化が著しいため、計画的な修繕を行っていきます。《継》
- ④重要文化財に損傷を与えることのない、よりよい環境と体制づくりに努めていきます。《新》

■市内文化施設一覧

施設名	所在地
古河歴史博物館	中央町 3-10-56
篆刻美術館	中央町 2-4-18
古河街角美術館	中央町 2-6-60
古河文学館	中央町 3-10-21
三和資料館	仁連 2042-1



古河歴史博物館



古河文学館



古河街角美術館



篆刻美術館

○文化の拠点施設の整備

【現状と課題】

- 音楽や舞踊などの文化芸術活動を行っていく上で、活動の場、その成果を発表する場の確保は欠かすことができません。また、一流の芸術家を招いてのコンサートや演劇など、多くの市民が身近なところで優れた本物の文化・芸術に触れるためには、会場となる文化ホール等の整備が必要です。平成20年までは、市公会堂を使用していましたが、老朽化が激しく解体されました。
- 市民の文化・芸術活動を支え、さらには市民の文化・芸術意識を高めるための良質な文化施設がありません。今後、整備が必要とされた場合は、市民のニーズを充分反映させた文化施設をつくることが望まれています。多大な建設費、そして建築後必要となる維持管理費等、市民の大きな負担とならないよう、資金計画を見極め、既存の博物館・図書館・公民館と共存できるよう考慮することも大切です。施設をつくるだけでなく、十分に活用できるイベントなども企画していく必要もあります。
- コンクールでトップをとれるような一流アマチュアは、施設が育てるものです。このような人づくりの場、また、一流のプレーヤーのニーズに評価され、演じたいという良質な施設が必要です。

【施策の方向】

- ①市の方向性を鑑みながら、総合的文化施設の建設を検討していきます。《新》

2. 市民文化活動及び芸術文化活動の促進

(1) 芸術文化活動への支援

【総合計画の施策・主な取組より】

各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表への支援を行います。また、文化施設収蔵資料を活用した作品を全国から公募するなど、市民の芸術文化活動を促進します。

【現状と課題】

- 文化は日常生活にゆとりと潤いを与え、心に豊かさをもたらすとともに、次代を担う、創造性豊かで人間性あふれる人材を育成していくための大きな原動力でもあります。こうした文化や芸術に対する関心が高まり、喜びや感動を共有できる出会いが求められています。このため、子どもから高齢者に至るまであらゆる世代の市民が、優れた文化や芸術に接することのできる機会を設け、市民の文化・芸術活動に対する支援をしていく必要があります。
- 本市における文化協会の加入状況（平成 28 年度）は、96 団体 3,177 名で、様々な文化活動を行っています。こうした文化活動に、市は人的支援や補助金の交付、活動の場の提供など支援をしています。このほかにも「古河市松岡文化及びスポーツ振興基金」により、文化芸術活動団体への活動支援を行っていますが、さらに多くの市民が、楽しく生きがいを持って活動が行えるように支援することが大切です。
- 3 地区の組織で運営されていた古河市文化協会は、平成 23 年度に一本化することができ、さらなる躍進が期待されています。
- 市では、文化・芸術団体や小中学校の児童生徒、一般市民による活動の発表の場として、古河市民文化祭を開催し、市民に様々な文化・芸術に親しむ機会を提供しています。
- 開催にあたっては、実行委員会を立ち上げ取り組んでいますが、総合展が合併前の 3 地区ごとに実施されているため、それぞれの地区の運営委員会を組織し運営しています。
- 市民文化祭については、多くの作品の応募があり、近隣からの来場者も年々増加していますが、さらなる充実を図り、市民の文化・芸術に対する意識の高揚を図っていくことが大切です。

- 平成 24 年から開催されている青少年音楽フェスティバルについては、近年バンド活動に対しての意識に変化が見られ、ただ自分たちが楽しむだけの演奏から、来場者に披露するための技術を身につけ、来場者を満足させるようなバンドも出てくるなど、充実が図られています。
- 古河市民芸術鑑賞の集いについては、平成 25 年度から会場をユースセンター総和に移し、毎年質の高い芸術を提供しています。こうした事業は、市民が本物の文化・芸術に触れることのできる機会として欠かすことができません。

【施策の方向】

- ①文化協会等へ補助金を交付し、文化協会の育成と自主的な文化活動の支援を行います。《継》
- ②「古河市松岡文化及びスポーツ振興基金」による活動助成を行い、文化芸術活動団体の支援を行います。《拡》
- ③市民の文化芸術活動への関心を高める計画の策定を行います。《継》
- ④全国大会等で活躍する団体・個人に対し、市全体で支援し、地域の芸術文化の振興につなげていきます。《継》
- ⑤市民文化祭や青少年音楽フェスティバルなど、文化芸術活動の成果を発表する場をつくります。《継》
- ⑥文化活動の発表の場として、文化協会との連携を図り古河市民文化祭を開催します。また文化祭の運営にあたっては、実行委員会の強化を図ります。《継》
- ⑦青少年音楽フェスティバルに参加できる対象を広げ、上級者の演奏を肌で感じることで高校生の技術のさらなる向上を図ります。《新》
- ⑧多くの市民が優れた本物の文化・芸術に触れることのできる古河市民芸術鑑賞の集いを開催します。開催にあたっては、会場の選定や実行委員会等運営組織、さらには市からの助成金、入場者の負担等についてその都度検討します。《継》
- ⑨広報紙やホームページ等で各種の文化・芸術情報の提供を行います。《継》

(2) 地域文化を創造する人材の育成・確保

【総合計画の施策・主な取組より】

市民文化リーダーの育成とともに、芸術文化活動団体への若年層の加入促進に努めます。また、関係団体間のネットワークづくりを推進します。

【現状と課題】

- 本市は、地域性や利便性から学力面においても、運動面においても優れた児童生徒が他都県に流出する傾向にあります。これらの流出者を含めて、優れた人材が古河市に戻ったり定着したりするような魅力ある文化の施策を実施しています。
- 古河市出身であることを誇りに思い、さらには世界的に活躍できるような人材を様々な世代で育成し、古河市をPRしていけるよう努める必要があります。
- 古河出身の文化人の顕彰を行い、文化施設を活用しながら市民に啓発しています。

【施策の方向】

- ①青年層を対象にした文化イベントを実施し、街の活性化を図りつつ古河市の魅力をPRします。《継》
- ②学業や文化・芸術・科学等で秀でた人材や指導者を発掘するとともに、市として援助できることを検討し、人材の育成につなげます。《継》
- ③古河出身の優れた人材について、市民が知る機会をつくり、その人材が古河市に戻り定着する礎をつくり、その人材が後進を指導していく、そうした人づくりにつながる風土を支援していきます。《新》

【資料編】

1

計画策定までの経緯

年月日	会議等
平成 28 年 10 月 17 日	【第 1 回 策 定 審 議 会】 策定方針・策定スケジュール・基本構 想【骨子案】について
24 日	【第 1 回ワーキングチーム会議】 古河市教育振興基本計画主旨説明・策 定スケジュール・古河市教育振興基本 計画【基本計画】たたき台の説明につ いて
11 月 4 日	【ワーキングチーム学校教育部会】 基本計画【素案】の策定
7 日	【ワーキングチーム生涯学習・青少年部会】 基本計画【素案】の策定
9 日	【ワーキングチーム教育環境部会】 基本計画【素案】の策定
14 日	【ワーキングチームスポーツ・文化部会】 【ワーキングチーム学校教育部会】 基本計画【素案】の策定 【ワーキングチーム生涯学習・青少年部会】
21 日	【ワーキングチーム生涯学習・青少年部会】 基本計画【素案】の策定
22 日	【ワーキングチーム教育環境部会】 基本計画【素案】の策定
24 日	【ワーキングチームスポーツ・文化部会】 基本計画【素案】の策定
12 月 1 日	【第 2 回ワーキングチーム会議】 【基本計画】たたき台の調整について
5 日	【第 2 回 策 定 審 議 会】 基本構想に係る意見の集約・基本計画 の進捗状況について
7 日	【ワーキングチーム学校教育部会】 基本計画【素案】の策定
14 日	【ワーキングチーム学校教育部会】 基本計画【素案】の策定
平成 29 年 1 月 23 日	【第 3 回 策 定 審 議 会】 基本構想【素案】・基本計画【素案】 について
25 日 2 月 13 日	【パブリック・コメント】
27 日	【第 4 回 策 定 審 議 会】 計画の最終確認について

(1) 委員名簿

(平成 28 年 10 月 17 日委嘱)

区分	氏名	役職等
会 長	金 田 卓 也	大妻女子大学教授
副会長	中 野 庸 治	古河市立小学校長代表 (古河第四小学校)
市議会議員	鈴 木 隆	古河市議会 文教厚生常任委員会委員長
学識経験者	椎 名 裕	古河市立中学校長代表 (古河第二中学校)
	江 原 誠	古河市 PTA 連絡協議会会長
	牧 川 剛	古河市私立幼稚園・認定子ども園連合会会長
	林 照 雄	古河市青少年相談員連絡協議会会長
	黒 沢 豊	古河市社会教育委員代表 (体育協会副会長)
市 民	桧 山 闊	
	長 濱 眞由美	

(2) 古河市教育振興基本計画策定審議会設置規則

古河市教育振興基本計画策定審議会設置規則

平成 28 年 3 月 31 日

教育委員会規則第 3 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が古河市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たって市民等の意見を反映させるため、古河市教育振興基本計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、計画の策定のために必要な事項について審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(委嘱期間)

第 4 条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から当該計画を策定する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、教育長が招集する。

(1) 委員名簿

(平成 28 年 10 月 24 日委嘱)

分科会名	区 分	氏 名	役 職 等
学校教育	委員長（リーダー）	町田 裕行	指導課 副参事
	サブリーダー	島村 光昭	教育総務課 課長補佐
	教職員	高森 淳史	総和中学校 校長
		浅野 光省	古河第四小学校 教務主任
	社会教育団体	富田 ゆみ子	PTA 連絡協議会 会計
	市 民	海老原 淳子	
山本 陽子			
教育環境	副委員長（リーダー）	小林 順子	PTA 連絡協議会 会計
	サブリーダー	飯川 健二	教育環境整備課 課長補佐
	市職員	荒井 美行	学校給食課 課長補佐
	教職員	稲村 裕司	古河第一中学校 校長
		真中 光男	総和南中学校 教頭
	市 民	粕谷 達章	
楠田 和仁			
生涯学習 青少年	リーダー	服部 仁一	諸川小学校 校長
	サブリーダー	谷内 剛志	生涯学習課 課長補佐
	市職員	安田 隆行	子ども入園課 課長補佐
		安田 育代	施設管理課 課長補佐
	社会教育団体	知久 貴	子ども会育成連合会
		津久井 久子	青少年相談員連絡協議会 副会長
		刈岡 敦子	古河市私立幼稚園認定子ども園 連合会 副会長
	市 民	綾部 和夫	
櫻井 佐智子			
スポーツ 文化	リーダー	小林 和彦	釈迦小学校 教頭
	サブリーダー	立石 尚之	生涯学習課 課長補佐
	市職員	栄田 良武	スポーツ振興課 課長補佐
	社会教育団体	畠山 伸幸	文化協会 副会長
		假屋 憲宏	体育協会 副会長
	市 民	野口 享治	
森本 久美子			

(2) 古河市教育振興基本計画策定ワーキングチーム設置要綱

古河市教育振興基本計画策定ワーキングチーム設置要綱

平成 28 年 8 月 10 日

教育委員会告示第 8 号

改正 平成 28 年 10 月 24 日教育委員会告示第 9 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、教育振興基本計画の素案の作成等を行うため古河市教育振興基本計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査、検討等し、その結果を古河市教育振興基本計画策定審議会設置規則（平成 28 年教育委員会規則第 3 号）第 1 条に規定する古河市教育振興基本計画策定審議会（以下「審議会」という。）に報告する。

- (1) 教育振興基本計画の内容及び素案の作成に関すること。
- (2) その他、教育振興基本計画の策定に関し古河市教育委員会が必要と認めること。

(ワーキングチームの組織)

第 3 条 ワーキングチームは、別表に掲げる者の中から委嘱又は任命されたもの及び市内に住所を有する満 18 歳以上の者であって公募により委嘱されたもの（以下「委員」という。）30 人以内をもって組織する。

- 2 ワーキングチームに、委員長及び副委員長各 1 人を置く。
- 3 委員長は、分科会（第 5 条第 3 項に規定するものをいう。）のリーダーの互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチームの会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じてワーキングチームの会議（以下この条において「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、審議会に報告する事項の集約等を行うものとする。

(分科会)

第5条 ワーキングチームに、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 学校教育
- (2) 教育環境
- (3) 生涯学習・青少年
- (4) スポーツ・文化

2 前項に規定する各分科会に、リーダー及びサブリーダーを置き、委員の互選によって定める。

3 リーダーは、各分科会を代表し、会務を総理する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議（以下「分科会会議」という。）は、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダーは、必要と認めるときは、分科会会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 ワーキングチームの庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、ワーキングチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月12日から施行する。

附 則（平成28年教育委員会告示第9号）

この告示は、平成28年10月24日から施行する。

別表（第3条関係）

教育総務課職員、教育環境整備課職員、指導課職員、学校給食課職員、子ども入園課職員、生涯学習課職員、施設管理課職員、スポーツ振興課職員、市内各小中学校教職員、市内社会教育関係団体代表、古河市私立幼稚園・認定子ども園連合会代表

(1) 調査の目的と方法

①目的

本アンケートは、古河市教育振興基本計画の策定に向けて、小学校5年生児童の保護者のみなさまのご意向を伺うために実施しました。

②調査の方法

① 対 象	市内小学校5年生児童の保護者
② 調査方法	学校による配布・回収
③ 調査期間	平成28年10月7日～10月17日

③調査項目

- (1) あなたと、あなたのご家庭について
- (2) お子さんの日常生活について
- (3) ご家庭での取組について
- (4) 学校での教育について
- (5) あなたの生涯学習の様子について
- (6) あなたの文化・芸術活動などについて
- (7) あなたのスポーツ活動などについて
- (8) 自由なご意見・ご提案

④回収結果

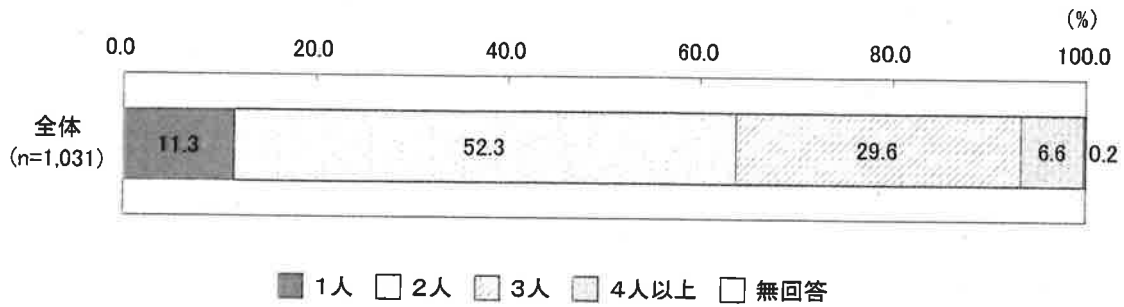
① 配布数	1,225票
② 回収数	1,036票
③ 有効回収率	84.6%

概要をご覧ください。上での注意事項

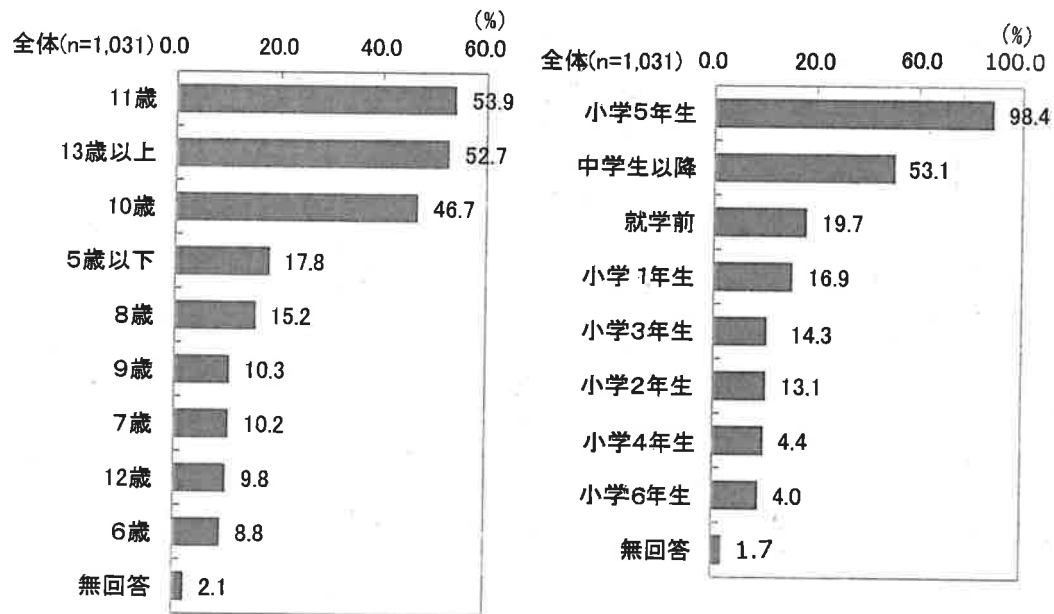
- ・図表中の(n=*)の数値は、集計母数を表しています。
- ・回答の比率(%)は、その設問の回答者数を母数として算出しています。このため、複数回答の場合、各選択肢の回答比率(%)を合計すると100%を超えることがあります。
- ・回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、属性ごとの回答比率の合計が、100%にならないことがあります。

(2) 集計結果の概要

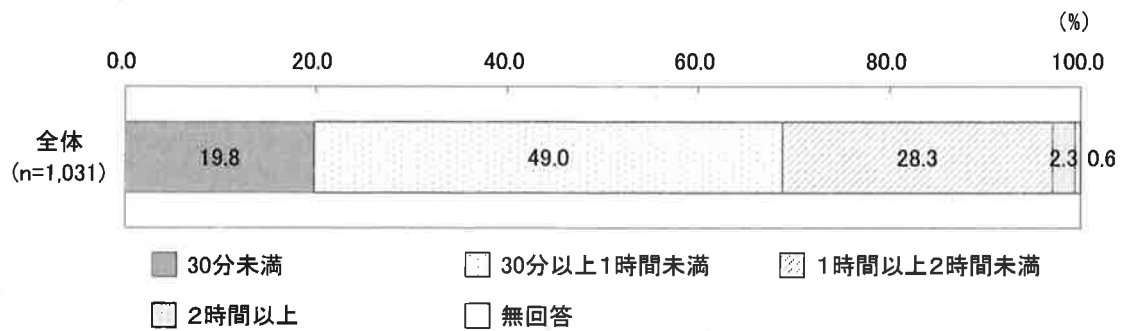
①子どもの人数



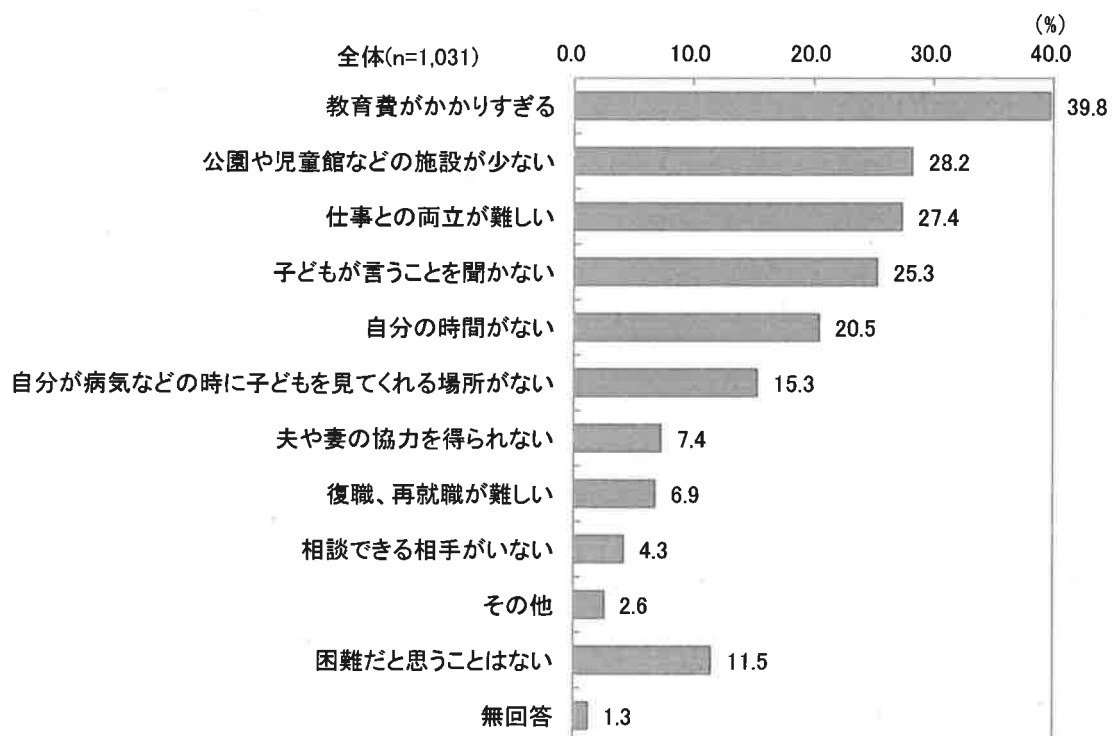
②子どもの年齢・学年



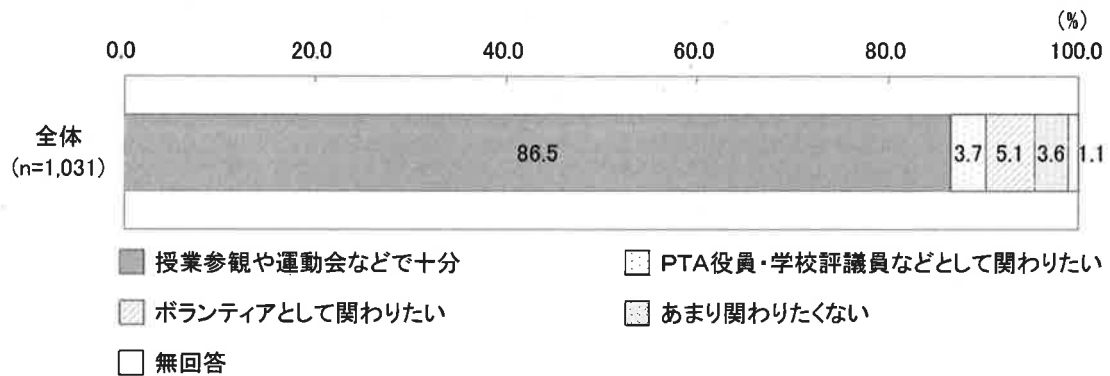
③子どもの学習時間の一日平均



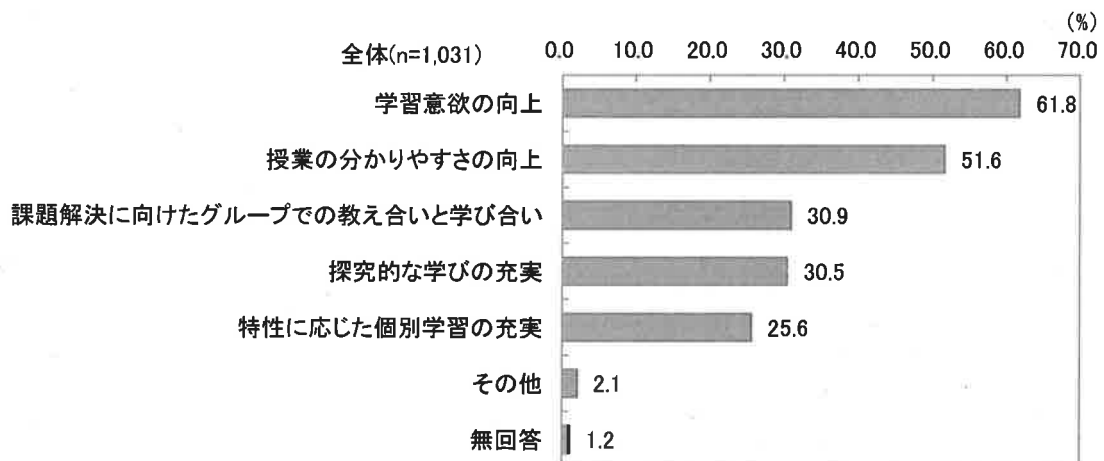
④子育てをしていて困難だと思うこと



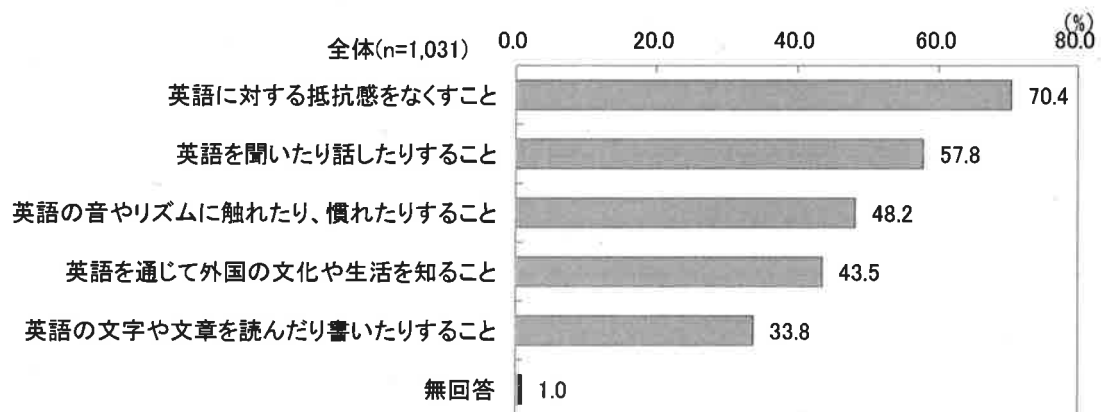
⑤学校との関わり方について



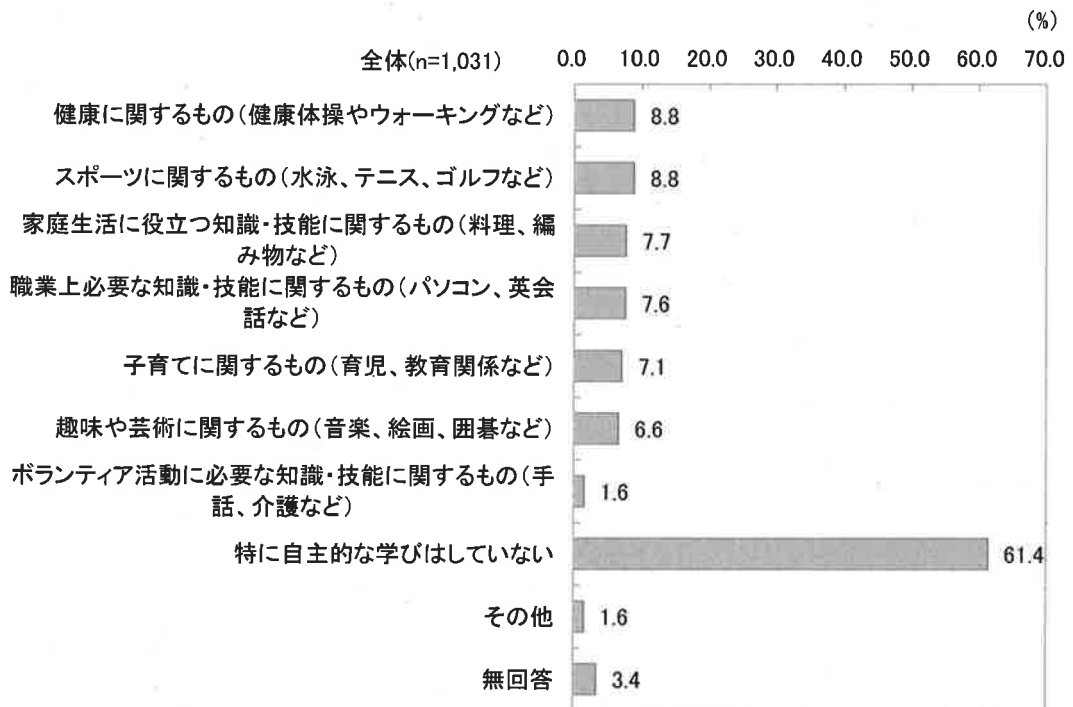
⑥これからの ICT 教育に期待すること



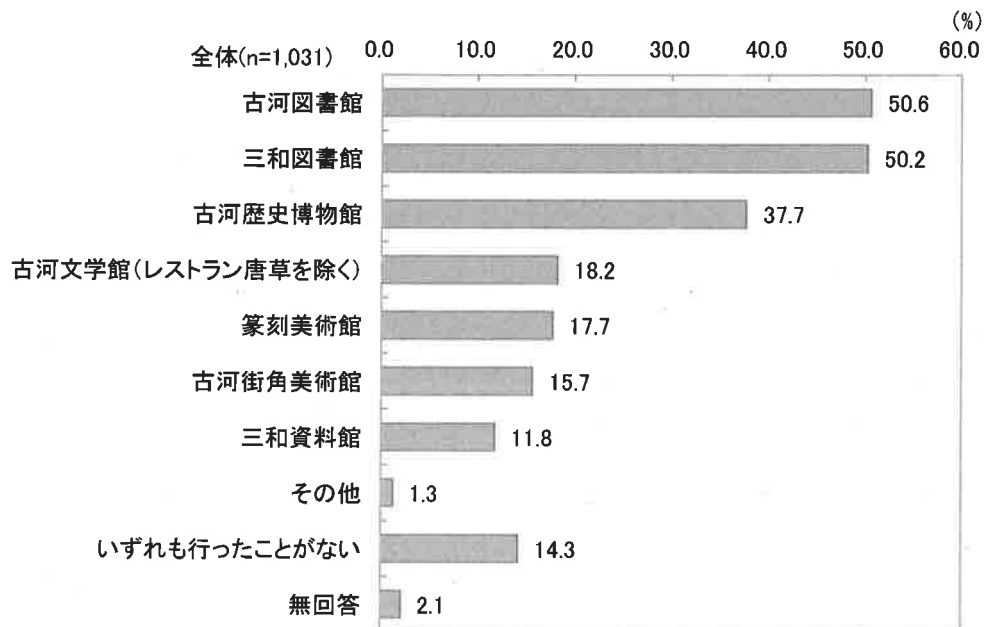
⑦小学校の英語教育に期待すること



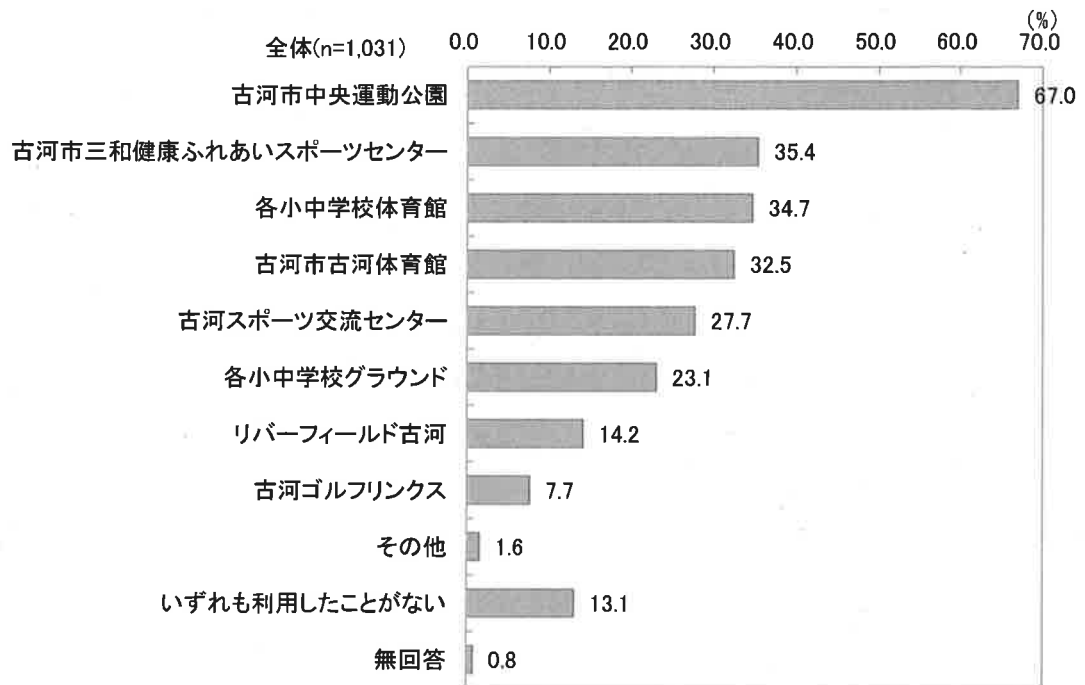
⑧行っている生涯学習の内容



⑨行ったことのある施設



⑩利用したことがある施設



古河市教育振興基本計画

平成 29 年 4 月

発行：茨城県古河市教育委員会

編集：古河市教育委員会

教育部教育総務課

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38 番 18 号

TEL 0280-22-5111 (代表)

FAX 0280-22-5105

URL <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>